

## 別 紙

### 子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱

#### (通則)

- 1 子どものための教育・保育給付費国庫負担金（以下「国庫負担金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この国庫負担金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この国庫負担金は、市町村が行う次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。
  - (1) 施設型給付費等
    - ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）
    - イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）
  - (2) 地域型保育給付費等
    - ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費
    - イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費
  - (3) 法附則第6条第1項の規定に基づく委託費

#### (交付額の算定方法)

- 4 この国庫負担金の交付額は、次の区分ごとに算出された額の合計額の二分の一とする。
  - (1) 施設型給付費等
    - ア 施設型給付費
      - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係るもの  
法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イに掲げる政令で定める額を控除して得た額
      - (イ) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2・3号

認定子ども」という。)に係るもの

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例施設型給付費

(ア) 特定教育・保育

① 1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

② 2・3号認定子どもに係るもの

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用保育

法附則第9条第1項第2号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特別利用教育

法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(2) 地域型保育給付費等

ア 地域型保育給付費

法第29条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例地域型保育給付費

(ア) 特定地域型保育

法第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特定利用地域型保育

法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から

同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(エ) 特例保育

① 1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

② 2・3号認定子どもに係るもの

法第30条第2項第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(3) 委託費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(交付の条件)

5 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに内閣総理大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を超過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この国庫負担金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請手続)

6 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、様式第1号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

- 7 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、様式第3号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(交付決定)

- 8 この国庫負担金の交付の決定は、次により行うものとする。
- (1) 内閣総理大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
  - (2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定があったときは、市町村に対し様式第5号により、決定の変更があったときは、市町村に対し様式第6号により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
  - (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(国庫負担金の概算払)

- 9 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この国庫負担金の事業実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、翌年度の6月末日(5の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに、様式第7号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式第8号と併せて翌年度の7月末日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

- 11 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、様式第9号により、速やかに確定の通知を行うこと。

(国庫負担金の返還)

- 1 2 内閣総理大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

- 1 3 内閣総理大臣が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、速やかに様式第10号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式第11号と併せて速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。
  - (3) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、10に定めるところに準じて行うものとする。

(その他)

- 1 4 この国庫負担金の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。
- (1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。
  - (2) 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分国庫負担金に係る各様式に定められている事項のほかに必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。
  - (3) 都道府県知事が内閣総理大臣に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とし、市町村長が都道府県知事に提出すべき書類の部数は、都道府県知事が定めるところによるものとする。
  - (4) 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分国庫負担金に係る書類は、全て都道府県において各会計年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。

(様式第1号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付申請書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第2号の規定により、平成〇〇年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第68条第1項の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金所要額調書  
(様式第1号の付表)
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(様式第1号の付表)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金所要額調書

(単位：円)

区分	①予定対象経費 総額	②予定徴収金	③施設型給付費 等負担対象額 (①-②)	同左に対する 要国庫負担額 (③×1/2)	備考
(特例)施設 型給付費					
(特例)地域 型保育給付費					
委託費					
計					

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。



(様式第2号の付表)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金所要額市町村別内訳書

(単位：円)

市町村	区分	①予定対象 経費総額	②予定徴収金	③施設型給 付費等負担 対象額 (①－②)	同左に対す る要国庫負 担額 (③×1/2)	備 考
	(特例) 施設 型給付費					
	(特例) 地域 型保育給付費					
	委託費					
	計					
	(特例) 施設 型給付費					
	(特例) 地域 型保育給付費					
	委託費					
	計					
	(特例) 施設 型給付費					
	(特例) 地域 型保育給付費					
	委託費					
	計					
合 計	(特例) 施設 型給付費					
	(特例) 地域 型保育給付費					
	委託費					
	計					

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第3号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金変更交付申請書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第2号の規定により、平成〇〇年度において、本市町村が支弁する同法第68条第1項の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日付け 号により提出し、平成 年 月 日付け 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加（減額）交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(単位：円)

変更後 国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- 平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金変更所要額調書（様式第3号の附表）
- 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(様式第3号の付表)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金変更所要額調書

(単位：円)

変更後国庫負担所要額					⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④-⑤)
区分	①予定対象経費 総額	②予定徴収金	③施設型給付費 等負担対象額 (①-②)	④同左に対する 要国庫負担額 (③×1/2)		
(特例) 施設型 給付費						
(特例) 地域型 保育給付費						
委託費						
計						

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第4号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金変更交付申請書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第2号の規定により、平成〇〇年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第68条第1項の規定による国庫負担金として、管内の市町村から「平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金変更交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。

1 今回追加（減額）交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(単位：円)

変更後 国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金変更所要額市町村別内訳書（様式第4号の附表）

(様式第4号の付表)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金変更所要額市町村別内訳書

(単位：円)

市町村	変更後国庫負担所要額				⑤既交付 決定額	⑥差引変更分 所要額 (④－⑤)
	区分	①予定対象 経費総額	②予定徴収金	③施設型給付費 等負担対象額 (①－②)		
	(特例) 施設型給付費					
	(特例) 地域型保育給付費					
	委託費					
	計					
	(特例) 施設型給付費					
	(特例) 地域型保育給付費					
	委託費					
	計					
	(特例) 施設型給付費					
	(特例) 地域型保育給付費					
	委託費					
	計					
合計	(特例) 施設型給付費					
	(特例) 地域型保育給付費					
	委託費					
	計					

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第5号)

文 書 番 号

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付決定通知書

市 町 村 長

平成 年 月 日付け 号で申請のあった平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により〔(修正の場合) 第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- この負担金の交付の対象となる事業の内容は、市町村が行う子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条から第30条まで及び同法附則第6条の規定による事業である。
- この負担金の額は次のとおりである。  
なお、事業の実施状況等の変動に伴い負担金の額の変更が行われるものであること。

区分	負担金
交付決定額	円

- この負担金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。  
「平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について」（平成 年 月 日 第 号内閣総理大臣通知）
- この負担金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。
  - 事業を中止し、又は廃止する場合は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
  - この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 事業に係る実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。
- この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別 紙

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金調書

市町村名 \_\_\_\_\_

平成〇〇年度内閣府所管

(単位:円)

国			地方公共団体								備考	
歳出予算 科目	交付決 定額	補 助 率	歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額		うち国庫負 担金相当額		
うち国庫負 担金相当額		うち国庫負 担金相当額										

(記入要領)

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、「歳入」にあつては、款、項、目、節を、「歳出」にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「歳入」の「科目」のうち都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定による収入額は、交付要綱の4（3）に掲げる政令で定める額を基に算定された額の総額を記載すること。なお、市町村が行う特定地域型保育事業に係る同法第29条第3項第2号に掲げる市町村が定める額に係る収入額については、記載しないこと。
- 「歳出」については、交付要綱の4（1）及び（2）により算出された額及び（3）に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

(様式第6号)

文 書 番 号

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金変更交付決定通知書

市 町 村 長

平成 年 月 日付け 号で交付決定の通知をした平成〇〇年度子どもための教育・保育給付費国庫負担金については、平成 年 月 日付け 号により提出された変更交付申請に基づき、[(修正の場合) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第6条第3項の規定により修正のうえ、] 決定内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この負担金の交付の対象となる事業の内容は、「平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この負担金の額は次のとおりである。

区分	負担金
今回交付決定額	円
前回交付決定額	円
差引追加(減少)額	円

- 3 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式第7号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る事業実績報告書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第2号の規定により、平成〇〇年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第68条第1項の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) 平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告書（様式第7号の付表A）
- (2) 初日利用人員及び月別集計表（様式第7号の付表B）
- (3) 歳入歳出決算書抄本

(様式第7号の付表A)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告書

(単位：円)

区分	①対象経費総額	②徴収額	③施設型給付費等負担対象額 (①-②)	④同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	⑤国庫負担金交付決定額	⑥国庫負担金受入済額	⑦要国庫負担額に対する交付決定額の過不足額 (④-⑤)	⑧国庫負担金未受入額
(特例) 施設型給付費								
(特例) 地域型保育給付費								
委託費								
計								

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第7号の付表B) 初日利用人員及び月別集計表

(単位:人)

① 給付対象施設	② 施設・事業所	③ 公私区分	④ 保育必要量区分	⑤ ( )号認定子どもの利用者負担区分																							
				月別	⑥ 利用人員					⑦ 階層別人数																	
					乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児	計	第2階層			第3階層			第4階層			第5階層			第6階層			第7階層		
					第1階層	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
				4月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				5月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				6月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				7月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				8月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				9月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				10月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				11月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				12月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				1月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				2月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											
				3月							[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]											

(記入要領)

- ① 給付対象施設・事業区分：特定教育・保育（特別利用保育、特別利用教育によるものを含む。）、特定地域型保育（特別利用地域型保育、特定利用地域型保育によるものを含む。）、特例保育の別を記入すること。
- ② 施設・事業所明細区分：認定こども園－幼保連携型、認定こども園－幼稚園型、認定こども園－保育所型、認定こども園－地方裁量型、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業－A型、小規模保育事業－B型、小規模保育事業－C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業－小規模A型基準、事業所内保育事業－小規模B型基準、事業所内保育事業－定員20人以上の別を記入すること。
- ③ 公私区分：公立、私立の別を記入すること。（特定教育・保育施設の場合を除く。）
- ④ 保育必要量区分：保育標準時間、保育短時間の別を記入すること。（保育認定子どもの場合に限る。）
- ⑤ ( )内には、認定区分に応じて1、2、3の別を記入すること。
- ⑥ ①～⑤の区分別の各月初日における年齢別の利用子どもの合計人員を記入すること。
- ⑦ ⑥の利用子どもについて、利用者負担の階層別（国庫負担金算定上の利用者負担の階層区分による。）の人数を記入すること。また、第2階層及び第3階層については、[ ]内に利用者負担の減免措置の対象世帯の人数を再掲すること。

(様式第8号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る事業実績報告書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第2号の規定により、平成〇〇年度において管内の市町村が支弁した費用に対する同法第68条第1項の規定による国庫負担金に係る事業実績報告につき、管内の市町村から「平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、取りまとめて別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) 平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告書市町村別内訳書（様式第8号の付表A）
- (2) 初日入所人員及び月別集計表（市町村分）（様式第8号の付表B）

(様式第8号の付表A)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告書市町村別内訳書

(単位：円)

市町村	区分	①対象経費総額	②徴収額	③施設型給付費等負担対象額 (①-②)	④同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	⑤国庫負担金交付決定額	⑥国庫負担金受入済額	⑦要国庫負担額に対する交付決定額の過不足額 (④-⑤)		
								過剰額	不足額	
	(特例) 施設型給付費									
	(特例) 地域型保育給付費									
	委託費									
	計									
	(特例) 施設型給付費									
	(特例) 地域型保育給付費									
	委託費									
	計									国庫負担金未受入額
合計	(特例) 施設型給付費									
	(特例) 地域型保育給付費									
	委託費									
	計									

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。



(様式第9号)

文 書 番 号

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付額確定通知書

市 町 村 長

平成 年 月 日 号をもって交付決定した平成 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金については、平成 年 月 日 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定されたので通知する。

[(追加交付額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。]

[(返納額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果超過交付となった額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することになったので通知する。]

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

区分	負担金
交付確定額	円
追加交付額	円
返納額	円

(様式第10号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る  
事業実績報告書の訂正について

平成 年 月 日第 号をもって提出した平成〇〇年度子どものための教育・保育給  
付費国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日第 号により交付額の確  
定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。）

2 添付書類

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告変  
更内訳書（様式第10号の附表）

(様式第10号の付表)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告変更内訳書

(単位：円)

区分		①対象経費総額	②徴収額	③施設型給付費等負担対象額 (①-②)	④同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	⑤国庫負担金交付決定額	⑥国庫負担金受入済額	⑦要国庫負担額に対する交付決定額の過不足額 (④-⑤)	⑧国庫負担金未受入額
変更前 A	(特例) 施設型給付費								
	(特例) 地域型保育給付費								
	委託費								
	計								
変更後 B	(特例) 施設型給付費								
	(特例) 地域型保育給付費								
	委託費								
	計								
差引額 (B-A)	(特例) 施設型給付費								
	(特例) 地域型保育給付費								
	委託費								
	計								

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第 1 1 号)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 印

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る  
事業実績報告書の訂正について

平成 年 月 日第 号をもって提出した平成〇〇年度子どものための教育・保育給  
付費国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日第 号により交付額の確  
定がなされたところであるが、管内市町村より「平成〇〇年度子どものための教育・保育給  
付費国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」の提出があり、これを審査した結果、  
適正と認められるので、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再提出する。

1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。）

2 添付書類

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告市  
町村別変更内訳書（様式第 1 1 号の付表）及び市町村から提出された「訂正理由書」

(様式第 1 1 号の付表)

平成〇〇年度子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金事業実績報告市町村別変更内訳書

(単位：円)

市町村	区分	①対象経費 総額	②徴収額	③施設型給 付費等負担 対象額 (①－②)	④同左に対 する要国庫 負担額 (③×1/2)	⑤国庫 負担金 交付決 定額	⑥国庫負 担金受入 済額	⑦要国庫負担額 に対する交付決 定額の過不足額 (④－⑤)	⑧国庫負 担金未受 入額
	変更前 A	(特例)施設型給 付費							
		(特例)地域型保 育給付費							
		委託費							
		計							
	変更後 B	(特例)施設型給 付費							
		(特例)地域型保 育給付費							
		委託費							
		計							
	差引額 (B- A)	(特例)施設型給 付費							
		(特例)地域型保 育給付費							
		委託費							
		計							

※要国庫負担額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。